

宅地建物取引業者免許申請の手引き

この手引きは、行政手続法第5条に基づき、申請に対する埼玉県の審査基準を具体的に示したものです。

免許申請書類は、ホームページから申請書式をダウンロードし、この手引きを読むことで作成することができます。

この手引きを読んでも不明な場合は、以下へお問い合わせください。

ホームページへのアクセス	
「埼玉県／宅地建物取引業者・宅地建物取引士の手続」	
検索サイトから、「埼玉県宅建業」と入力検索してください。 または、アドレスバーに以下を入力してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takken.html	

受付時間	
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始 を除く)	9:00～11:30 / 13:00～16:45 * 12時～13時は受付不可。問合せも御遠慮ください。 ・ 県庁窓口で申請する場合、事前に電話で訪問日時を御予約ください。

受付場所
埼玉県 都市整備部 建築安全課 宅建業免許担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁 第二庁舎 1階) TEL 048-830-5492



埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当

(令和6年3月改訂)

受付場所への行き方

1. 電車でお越しの方

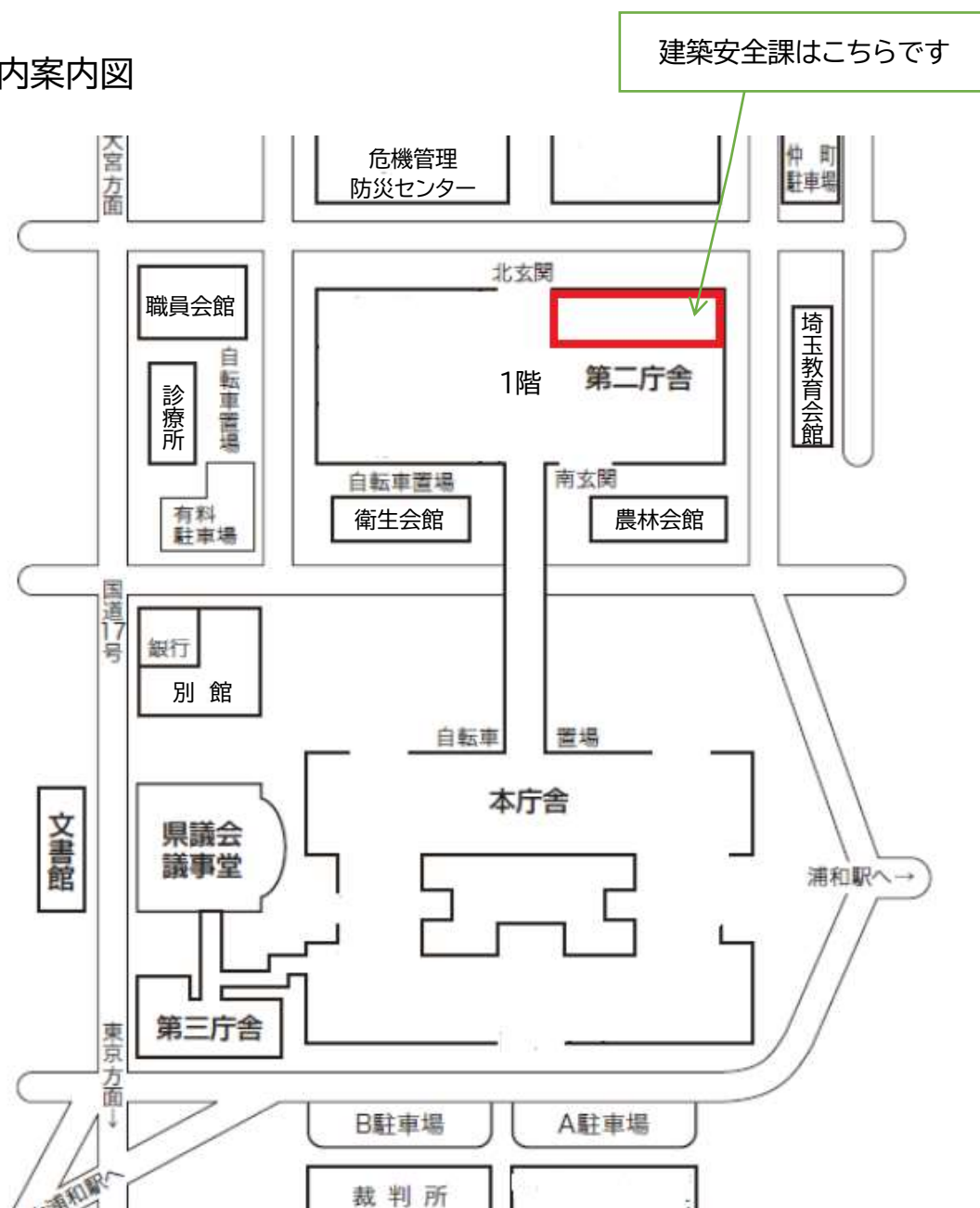
JR浦和駅西口から県庁通りを800m進んだつきあたりにあります。

2. 車でお越しの方

庁内案内図を参照して駐車場に停めてください。

仲町駐車場は駐車可能台数が限られますので、なるべく裁判所前のA・B駐車場を利用してください。

庁内案内図



目次

I	免許制度の概要.....	- 4 -
	免許要件① 事務所.....	- 5 -
	免許要件② 政令で定める使用人.....	- 7 -
	免許要件③ 専任の宅地建物取引士.....	- 7 -
	免許要件④ 欠格事由.....	- 9 -
II	免許申請から免許証の受領まで.....	- 10 -
	埼玉県知事免許.....	- 10 -
	国土交通大臣免許.....	- 12 -
	審査に係る期間について.....	- 14 -
III	免許申請書の作成について.....	- 15 -
	必要な書類一覧.....	- 16 -
IV	電子申請について.....	- 41 -
	電子申請① フローチャート.....	- 41 -
	電子申請② 必要な書類一覧.....	- 42 -
V	免許取得後の宅建業者が行うこと.....	- 43 -
	免許取得後① 事務所に設置するべきものについて.....	- 43 -
	免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について.....	- 44 -
	免許取得後③ 営業保証金供託済届出について.....	- 45 -
VI	免許換えについて.....	- 47 -
VII	個人業者⇔法人業者の入れ替えについて.....	- 50 -

